第明
三治
種十
郵五
便年
物三
認月
可十
日

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、公認会計士等の登録及び登録抹消関係　三
地方公共団体
行旅死亡人関係　三
会社その他　三
会社決算公告　三

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第６０６号
静岡県袋井市豊沢1967番地の２
債務者　白井　　宏
1　決定年月日時　平成24年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川隆史
4　破産債権の届出期間　平成24年２月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年３月21日午後１時15分
6　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第６０７号
静岡県袋井市豊沢1967番地の２
債務者　白井　　穂
1　決定年月日時　平成24年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川隆史
4　破産債権の届出期間　平成24年２月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年３月21日午後１時15分
6　免責意見申述期間　平成24年３月21日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１７７０７号
東京都大田区羽田６丁目24―６
債務者　梁本　隆之
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　成之
4　破産債権の届出期間　平成24年２月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年３月22日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７７２０号
千葉県市川市大和田２丁目６―20
債務者　山口　一成
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　折田　忠仁
4　破産債権の届出期間　平成24年２月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年３月22日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７７３５号
東京都小平市花小金井６丁目129―１　みやび野ハイツⅡ501
債務者　松室美津男（旧姓寺島）
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　招子
4　破産債権の届出期間　平成24年２月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年３月22日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７７６１号
東京都新宿区西新宿４丁目24―３―２Ｃ
債務者　原田　　繁
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴垣　明彦
4　破産債権の届出期間　平成24年２月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年３月22日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７７９６号
東京都墨田区八広２丁目13―17―103
債務者　小橋　睦夫
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡部　典子
4　破産債権の届出期間　平成24年２月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年３月22日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７８０２号
茨城県取手市井野台３丁目２―16
債務者　伊藤　秀樹
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　室伏　美佳
4　破産債権の届出期間　平成24年２月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年３月22日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７８３３号
東京都板橋区弥生町51―１、住民票上の住所埼玉県吉川市栄町782―１―Ｃ―104
債務者　澁木　和也
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀江　良太
4　破産債権の届出期間　平成24年２月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年３月22日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１７８５３号
東京都葛飾区青戸３―37―12―３Ｂ、住民票上の住所東京都葛飾区立石６丁目36―５
債務者　幸崎　智行
1　決定年月日時　平成23年12月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　　正
4　破産債権の届出期間　平成24年２月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年３月22日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年３月22日まで
東京地方裁判所民事第20部